

○警察犬運用要綱の制定について

平成29年3月22日
例規第15号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

次のとおり警察犬運用要綱を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、警察犬運用要綱の制定について（昭和54年12月15日例規第18号）は、廃止する。

警察犬運用要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- この要綱において「警察犬」とは、直轄警察犬及び嘱託警察犬をいう。
- この要綱において「直轄警察犬」とは、警察において直接管理運用する警察犬をいう。
- この要綱において「嘱託警察犬」とは、直轄警察犬以外の犬のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）が警察犬として嘱託したものをいう。

第3 運用責任者

- 警察犬に関する事務を総括し、警察犬の効果的な運用及び施設、装備等の適正な管理を図るため、警察本部に警察犬の運用責任者を置く。
- 運用責任者は、警察本部刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）をもって充てる。

第4 直轄警察犬

1 配置及び訓練所

- 直轄警察犬は、警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に配置する。
- 直轄警察犬の訓練所（以下「訓練所」という。）は、警察学校内に置く。

2 担当者

- 運用責任者は、次に掲げる業務に従事する者（以下「担当者」という。）を所属職員の中から指定するものとする。
 - 直轄警察犬の飼育訓練
 - 直轄警察犬の使役による警察活動
 - 訓練所施設及び装備品の保守管理
 - アからウまでに掲げるもののほか、運用責任者が指定した業務
- 担当者の活動拠点は、訓練所とする。

第5 嘱託警察犬

1 嘱託警察犬審査委員会

(1) 設置

警察本部に、嘱託警察犬審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 任務

委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- 警察犬の嘱託に係る審査及び選考に関すること。
- 警察犬の運用に関する調査及び研究に関すること。

(3) 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は本部長、副委員長は刑事部長とし、委員には次に掲げる者をもって充てる。

ア 鑑識課長

イ 人身安全・少年課長

ウ 捜査第一課長

エ 捜査第三課長

(4) 運営

ア 委員会は、必要の都度、委員長が招集し、会議を主宰する。

イ 委員長は、必要と認めるときは、警察犬に関し専門的な知識・経験を有する部外者を委員に委嘱することができる。

(5) 庶務

委員会の庶務は、鑑識課において行うものとする。

2 警察犬の嘱託等

(1) 審査

警察犬の嘱託に係る審査は、足跡追及、臭気選別、服従動作等について実地に行うものとし、審査日時、審査場所その他警察犬の嘱託に係る審査に関し必要な事項は、その都度、委員長が定める。

(2) 嘱託

嘱託は、当該犬の所有者に対し、警察犬嘱託書（様式第1号）を交付して行い、その期間は原則として嘱託の日から1年間とする。

(3) 解嘱

ア 本部長は、次のいずれかに該当する場合は、嘱託警察犬解嘱通知書（様式第2号）により、嘱託警察犬を解嘱するものとする。

(ア) 嘱託警察犬の所有者が変わったとき。

(イ) 嘱託警察犬の所有者が嘱託を辞退したとき。

(ウ) 嘱託警察犬が死亡したとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、嘱託しておくことが適当でないと認めたとき。

イ 警察署長は、嘱託警察犬が、アの(ア)から(エ)までのいずれかに該当すると認められるときは、その理由を明らかにし、運用責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

第6 警察犬の使用基準

警察犬は、次のいずれかに該当する場合に使用するものとする。

(1) 犯罪現場に犯人の遺留品、足跡その他の臭気があるとき。

(2) 犯罪現場付近に犯人が潜伏し、又は犯罪に使用した凶器、被害品等が隠匿されていると認められるとき。

(3) 犯行を立証するため、臭気選別を行う必要があるとき。

(4) 犯罪現場等に犯人が立てこもり、これを逮捕するために警察犬の使用が必要なとき。

(5) 臭気によって、行方不明者を捜索する必要があると認められるとき。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、警察活動上必要があると認められるとき。

第7 出動要請

1 所属長は、警察犬を使用することが必要と認めるときは、警察犬出動要請書（様式第3号）により運用責任者に警察犬の出動を要請するものとする。

2 所属長は、特に急を要するときは、直接嘱託警察犬の所有者に連絡し、当該嘱託警察犬の出動を要請することができるものとする。ただし、事後速やかに運用責任者に連絡しなければならない。

3 運用責任者は、警察犬の出動要請があった場合において、その内容を調査し、必要と認めたときは、直ちに警察犬を出動させるための措置を執るものとする。

4 運用責任者は、警察犬が出動する現場の状況を考慮し、危険性が高いと判断したときは、直轄警察犬を優先的に出動させるものとする。

5 運用責任者は、警察犬の出動が必要と認められる事案を認知したときは、警察犬の出動要請の有無

にかかわらず警察犬を出動させることができるものとする。

第8 警察犬使用上の留意事項

警察犬の出動要請及び使用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 犯罪現場等の状況から、警察犬の使用効果があると認めるときは、原臭の保存等必要な措置を講じた上、速やかに出動を要請すること。
- (2) 警察犬が到着したときは、その担当者又は囑託警察犬の指導手とよく打ち合わせ、効果的な活動ができるように努めること。
- (3) 犯罪現場等への出入りは、できる限り制限し、臭気線を破壊しないようにすること。
- (4) 原臭の取扱いに当たっては、必ず清潔なピンセット、プラスチック袋等を用い、臨場係員等の臭気を混入させないようにすること。
- (5) 警察犬の活動中は、警察犬の嗅覚活動を迷わせたり、興奮させたりしないよう特に注意すること。
- (6) 警察犬を使用するときは、必ず当該事案の担当幹部が補助者を指定し、補助者は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 自己の先入観や予断による言動を慎み、絶えず警察犬の挙動に注意するとともに、周囲の事象に気を配り、積極的に目的とするものの搜索、発見等に努めること。

イ 警察犬の活動中、遺留品その他の証拠物件等を発見したときは、立会人による確認、写真撮影等の適切な立証措置を講ずること。

ウ 警察犬が他人の所有又は管理する建物その他の場所に進入しようとするときは、その所有者又は管理者の承諾を求めるなど、適切な措置を講ずること。

エ 犯人等を発見したときは、警察犬がこれらの者に危害を加え、又はこれらの者から警察犬、担当者等が危害を受けないように注意すること。

第9 出動結果等の報告

- 1 担当者は、直轄警察犬を出動させたときは、その状況について出動要請をした所属長又は現場指揮官に報告するとともに、警察犬活動結果報告書（様式第4号）により、運用責任者に報告しなければならない。
- 2 所属長は、囑託警察犬を使用したときは、警察犬使用状況報告書（様式第5号）により、運用責任者を經由して本部長に報告しなければならない。
- 3 運用責任者は、警察犬の運用に関し顕著な功績又は特異若しくは重大な事故があったときは、その状況について速やかに本部長に報告しなければならない。

第10 借上謝金

- 1 本部長は、犯罪に関係ある事件又は行方不明者の搜索について囑託警察犬の出動があったときは、囑託警察犬の所有者に対し、借上謝金を支払うものとする。
- 2 借上謝金の額は、別に定める。

第11 表彰

特に功績のあった警察犬に対しては、別表の基準により表彰するものとする。

第12 簿冊の備付け

運用責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、警察犬の管理運用の状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 犬籍カード（様式第6号）
- (2) 警察犬記録簿（様式第7号）
- (3) 警察犬表彰台帳（様式第8号）